

日本教育学会奨励賞規程

制定 2016年8月23日

改正 2021年7月30日

1. 日本教育学会の若手会員の学術研究を奨励するため、教育学に対する学術的貢献がとくに著しい研究業績に対して日本教育学会奨励賞（以下、奨励賞という。）を贈る。
 - 2 奨励賞の英語表記は Young Scholar Award JERA ○○○○（○○○○には受賞年を記載）とする。
 - 3 副賞として金3万円を贈る。
 2. 奨励賞の選考対象となる研究業績は、贈呈式が行われる大会が開催される年の前年に刊行された『教育学研究』又は *Educational Studies in Japan* に掲載された学術論文で、次の各号の一に該当する会員が単独又は第一著者として執筆したものとする。
 - 一 論文の刊行時に、満40歳未満である会員。
 - 二 論文の刊行時に、直近の学歴に関して大学院博士課程後期課程またはこれに相当する課程に入学した後10年を経過しない会員。
 - 三 論文の刊行時に、直近の学歴に関して大学院修士課程またはこれに相当する課程を修了した後10年を経過しない会員。
 3. 奨励賞の贈呈式は、大会時の日本教育学会総会において行う。
 4. 奨励賞の審査を行うため、学会理事会が別に定める規程に基づき、日本教育学会奨励賞委員会（以下、委員会という。）を置く。
 5. 委員会は、奨励賞を贈呈すべき学術論文を1篇以上選考し、理由を付して会長に報告するものとする。ただし、奨励賞を贈呈すべき学術論文がないときは、その旨を会長に報告するものとする。
 - 2 会長は、委員会の報告に基づき、奨励賞を贈呈すべき学術論文を、理由を付して法人理事会に提案し、承認を得るものとする。
 - 3 奨励賞を贈呈すべき学術論文がないときは、会長は、法人理事会に報告し、承認を得るものとする。
 6. 本規程の改廃は、学会理事会において行う。
- 附 則 本規程は、制定の日から施行する。
- 附則2 本規則は、2021年7月30日より内容を一部改正、施行する。

奨励賞委員会規則

制定 2016年10月14日

改正 2021年3月6日

第1条 日本教育学会奨励賞規程に基づき、奨励賞に関するすべての事務を行うため、奨励賞委員会（以下、委員会という。）を置く。

2 委員会は、奨励賞の選考を円滑に行うため、小委員会をおくことができる。小委員会に関する事項は、委員会が別にこれを定める。

3 日本教育学会の会員の学術研究を奨励するため、他の団体・機関が出す学術関係の賞への推薦に関わる業務を行う。

第2条 委員会は、次の各号に定める委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

一 法人理事会の議を経て、法人理事の中から会長が委嘱する委員長 1名。

二 法人理事会の議を経て、学会理事の中から会長が委嘱する副委員長 1名。

三 委員長と副委員長の推薦に基づき、法人理事会の議を経て、会長が委嘱する委員 10名以内。

第3条 委員長、副委員長及び委員は、奨励賞を受ける資格を有しない会員であつて、次の各号の一を満たす者でなければならない。

一 博士の学位を有する者。

二 学術的著書をもつ者。

三 『教育学研究』等レフリー付き全国学会誌・国際学術誌を中心に、数編以上の論文をもつ者。

2 会長は委員長及び副委員長の委嘱の承認にあたって、委員長及び副委員長は委員の推薦にあたって、委員長、副委員長又は委員となるべき者の経歴と研究業績の概要を提出するものとする。

3 前項に定める経歴と研究業績の概要は、機関誌で公表するものとする。

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。

2 委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。

3 副委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。

4 委員は、原則として毎年度半数を交代させることとし、とくに必要がある場合を除き連続する2年を超えてその職に就くことはできない。

第5条 委員長・副委員長の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。

第6条 委員長は、本委員会を代表し、会議を主宰する。委員会の会議は委員長が招集する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行う。

第7条 委員会は、奨励賞を選考し、奨励賞に関するすべての事務を処理する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次の各号の一に該当するときは、その者の論文の審査及び選考に加わることができない。

一 論文執筆者の研究指導に従事し、または従事したことがあるとき。

二 審査対象となる論文の執筆に深く協力したとき。

三 その他当該学術論文の審査及び選考に加わることがふさわしくない事由があるとき。

第8条 奨励賞の選考方法に関する事項は、委員会が別に定める。

第9条 本規則の改廃は、法人理事会がこれを行う。

附則1 本規則は、制定の日から施行する。

附則2 第4条第3項の定めにかかわらず、本規則施行後最初に委嘱される副委員長及び委員のうち半数の任期は3年とする。

附則3 本規則は、2021年3月6日より内容を一部改正、施行する。

日本教育学会奨励賞選考内規

日本教育学会奨励賞委員会決定 2016年10月14日

1. この内規は、日本教育学会奨励賞規程（以下、奨励賞規程という。）及び日本教育学会奨励賞委員会規則（以下、委員会規則という。）に基づき、日本教育学会奨励賞（以下、奨励賞という。）の選考に関する事項を定める。
2. 奨励賞委員会（以下、委員会という。）は、贈呈式が行われる大会が開催される年の前年に刊行された『教育学研究』及び *Educational Studies in Japan* に掲載された学術論文の中から、奨励賞規程第3条に定める要件を満たす会員の学術論文を第一次候補論文とし、第二次候補論文とすべき学術論文を選考する。
 - 2 第一次候補論文はそれぞれ3名の委員が独立して審査し、審査結果は様式1により委員長に報告するものとする。ただし、審査対象論文が少ないなど特別の事情があるときは、委員会は他の方法で審査を行うことができる。
 - 3 委員会は、第2項に定める審査結果に基づき、第二次候補論文を選考する。
 - 4 第二次候補論文はそれぞれ5名の委員が独立して審査し、審査結果は様式2により委員長に報告するものとする。ただし、審査対象論文が少ないなど特別の事情があるときは、委員会は他の方法で審査を行うことができる。
 - 5 委員会は、前項に定める審査結果に基づき、奨励賞を贈呈すべきものとして会長に報告する学術論文を選考する。
 - 6 委員長は、委員会の議を経て、理由を付して選考結果を会長に報告するものとする。
3. 日本教育学会奨励賞規程第2条一号に定める「年齢」は、年齢の計算に関する法律によるものとする。

第4条 この内規の改廃は、委員会が行い、法人理事会に報告するものとする。

附 則 本内規は、制定の日から施行する。

本内規は、2019年3月9日より内容を一部改正、施行する。